ました。

三点、無形文化財一点が指定され一あります。

り、第一回目として、有形文化財 歴史を知る貴重な文化財が数多く くに、 慎重に 調査・審議をすす 市民に引き継いでいきたいもので

宇治市独自の指定文化財が決まっている文化財の中にも、宇治市の では、第一次の指定にあたり、と 文化財を 大切に保存し、 次代の

十月二十五日に行なわれた市長選挙の開票

や宇治橋断弾などの美術工芸品は「内の文化財のリストを作り、さら、係の深いものなどが選考の基準と

市教育委員会では、昨年から市」いもの

③宇治市の歴史に特に関

明らかなものの芸術的価値の高

▼梵鏡(白川地蔵院) 日」と刻銘がある。鎌倉時 代末の鎖として、むかしか 金色院建武二年亥二月卅

に市文化財保護委員会に調査をおなっています。

市教育委員会では、ひきつづい

▼宇治茶手もみ製法 形文化財

保持者 吉田帝三郎氏

ら惜しまれています。

三十点にもおよんでいます。 三十一傑、平等院阿弥陀如来坐像

しかし、これら国の指定にもれ

平等院や宇治上神社など建造物が、とにしました。

す。文化財保護法にもとづいて、「術上価値の高いものを、宇治市の

国が指定した国宝や
重要文化財は

文化財として指定し、保護すると

この指定にあたって

の時代の

しました。

欅い 文化選産が たくさんありま 財で、守治市にとって歴史上・芸 十月二十六日指定を決定し、告示

ほこる宇治市には、先人の残した「例をつくり、国の指定以外の文化(会では、この答申にもとづいて、

と存知のとおり、千年の文化を 四年四月、市独自の文化財指定条 申しました。そこで、市教育委員 りです。

そこで、市では、さる昭和四十一有形三点、無形一点の文化財を答

第一次の指定文化財は次のとお

▼紺紙金泥法華経

る。五六三巻。

め、さる九月二十九日の委員会です。

くまれた絶好の選挙日より。 日曜日のためか、午前中は各投

当日は秋晴れのよいお天気にめ

日開票の結果、田川熊雄さんが当 所の投票所で一斉に行なわれ、即 十五日午前七時から市内二十六カ 治市長選挙の投票は、むる十月二

▽投票者数

四六七三八

女 二三、〇二七人

十一月四日に任期が満了する学

票が続きました。

っていましたが、午後からは投票。体育館で行なった結果、二十六日

出かける人が多くなり、投票所 午前零時に田川熊雄さんの当選が

しめきの時間まで、むらなく投ー決まりました。開票の結果は、次

一のとおりです。

梵

鐘

(白 蔵川)

な

بح

74

点

市

指

定文

化

財

が

ŧ ま る

ととにしていますが、これを機会 に、文化財に対する関心を深め、 て、二次、三次の指定をしていく

▼大般若経 (地蔵院)

宇治橋を再興した西大寺の

四にお住まいの佐久間淳一氏

五日、枚岡宮ご奉納祈念し、六時二十五分、心臓衰弱のため自

行

教権が、元弘三年三月二十一八十五才)は、さる十月十日午前

票所とも有権者の出足がややにぶ

開票は午後八時から宇治中学校

六九•三二%

俗

発行所

の 人 口 (45年9月末日現在) 世帯数 28,713世帯 人 口 103,288人 52,766人 50,520人 1777人増 ・ 動き

死亡 39人 離婚 17組

田]]] 熊 雄 さん かゞ 当 選

行所 宇治市役所 京総府宇治市宇治毘琶33番地 電話 ② 3 1 4 1 (代) 刷所 KK 新 進 堂

45年9月市人口の動き

出生 235人 結婚 57組

新 は、は初紫がかて後五時に、その他は一般には別家がかて後五時に、その他は一年のました。以家の結果は、次の田」とおりです。 市 は投票所が午後五時に、その他は 笠取・炭山・二尾・池尾地区で 長 登庁は十

昭和29年2月16日第3種郵便物配可

▽当選 次点 松下 用

二五、一五一票

林(無所屬新)

月五日午前十時です。

なお、田川新市長の登庁は、

無効

四〇二票

二二、一六九票

\$

月

五.

日

▽当日有極者 女三三、一五八人内訳 男三四、二四一人六七、三九九人 府

議 補 + 選 月 二 は +

九

日

われるものです。 世郡で二名欠員になったため行な「不在者投票の制度がありますので したため、定員三名の宇治市と久一由で、当日投票できない人のため が投票日と決まりました。 田川熊雄、松下林の両議員が辞職しのです。なお、やむを得ない理 五日執行の市長選挙にともない、 百告示、十一月二十九日(日) この府議補選は、さる十月二十

に、一人の棄権もなく、与えられ 府会議員の補欠選挙は十一月十一 た一票を慎重に正しく行使したい 同様、私たちの生活に身近かなも ので、大切な選挙です。それだけ この選挙は、先日の市長選挙と

	当 日 の 有権者数	投票者数	投票率
昭和29年11月	20,083	13,130	65.39%
昭和33年10月	25,640	18, 111	70.64
昭和37年10月	30,711	22, 253	72.46
昭和41年10月	45,954	17,073	37.15
昭和45年10月	67,399	46,722	69.32



市指定の文化財を調査する文化財保護委員

重な存在である。

もみ技法を継承している 系の伝統産業に数少ない手 し、その技能保持者として 今回は無形文化財として、

十十月月

十一月二十四日

藤浪 元一 田島 のぶ 田島 のぶ

松阪 重一 岡田小夜子

吉田氏が認定された。宇治 宇治茶の手もみ製法を指定

十十一月月 心配ごと相談

文化財を大切

にしましょう (「宇治市民憲章」から)

人権

相談(毎月第一木曜日)

十一月

+

家庭裁判所

家庭問題相談(每月第二水曜日)

時間はいずれも午後一時から午後四時まで)

十二月

喜

白羽 弥平 大井

出 入江宗太郎

貴子

(時間はいずれも午前十時から午後四時まで)

佐久間淳

十1月二十六日 : 十1月 十二日 : ()

相談(毎月第二・第四木曜日)

◎以上場所はいずれも川東公民館(時間はいずれも午後一時から三時まで)

中井元一弁護士 芥

金井金一郎

潔弁護士 平岡

舜

い、平安末期の豪族が寄進 から現在まで京都地方裁判所の調 大治三年八月一日の銘があ を勤められたほか、昭和二十五年 たお経で、歓降の奥書があって近去されました。 年まで宇治町議会議員、昭和二十 六年から二十九年まで宇治市助役 氏は、大正十四年から昭和二十

本市自治功労者で、宇治妙楽 氏

市連合喜老会長として、老人福祉 に、多方面にわたる功績が大きか 推進に寄与されました。このよう っただけに、氏の逝去は各方面か 伊委員として活躍されました。 また、昭和三十四年からは宇治

投票区別の投票率

١					
	投票区	投票場所	当 日 有権者数	投票者数	投票率
l	1	川東公民分館	1,453	1, 123	77.29%
l	2	宇治中学校	2,348	1,814	77. 26
ļ	3	苑 道 幼 稚 園	2,342	1,873	79.97
•	4	宇治保育所	2,957	2, 465	83.36
İ	5	神明公民分館	2, 280	1,726	75.70
l	6	自川 /	324	272	81.44
l	7	槙島 〃	1,694	1, 124	66.40
ı	8	紫ケ丘・	2,087	1,407	67.42
	9	小倉 /	2, 190	1, 382	63.10
	10	伊勢田 /	2,667	1,736	65.09
	11	開 /	3, 122	2, 291	73.38
	12	広野 /	2, 403	1,621	67.46
00000000	13	木幡 〃	4,095	2, 535	61.90
	14	宇治小学校	6,308	4, 277	67.80
	15	莬 道 公民分館	911	689	75.63
	16	志津川公会堂	383	311	81.20
	17	笠取小学校	167	129	77.25
	18	笠取第二小学校	129	85	65.89
	19	旦椋公会堂	4,856	3, 231	66.54
	20	小倉小学校	1,790	1, 121	62.63
ì	21	六地 藏公会堂	4,631	2,815	60.79
į	22	労働セツルメント	2,801	2, 373	84.72
3	. 23	大久保小学校	3, 614	2, 534	70.09
í	24	小倉幼稚園	6, 598	4, 224	64.02
## F	25	東宇治中学校	3, 270	2, 159	66.02
٤,	26	宇治高等学校	1,979	1,405	71.00

今月は出張徴収日が一部かわります。

木幡公民館·消防東宇治出張所 川東公民館·神明公民館 十一月三十日(月)

伊勢田公民館・開公民館

旦椋公会堂·広野公民館

十一月二十八日(土)

◎時間はいずれも午前十時から午後四時までです。

もよりの会場へお越しください。

相

談

案

(毎週火曜日)

西山喜代次

なっていますので、二十九日の出張徴収を三十 日に変更しますのでご注意ください。

月二十九日は府会議員補欠選挙の投票日に

相談室で)

したものと思われる。

家庭児童相談(毎週月~金曜日) (時間は午前十時から午後四時まで。市役所市民 月政 十九日 談(毎月第三木曜日) 松本

お気軽にお越しください。相談員は西村常雄・井とどもの性格や心身の発達などでお困りの方は、 上摩耶子の両氏です。

◎以上、 談ごとのある方はお気軽にお越しください。 市政や市の事務などについて、 民 会場はいずれも市役所玄関横の市民相談 相談 (毎週月~土曜日) 要望や苦情、

槙島市営住宅

▽住宅の種別・構造および戸数

▽申込資格

えています。 さい。申込用紙は営繕課に備 役所営繕課へ申し込んでくだ 希望者は十一月二十日から十

Hでのほか、 申込条件によって 日市内に保証人が二人あること 19現在、市内に住んでいて、住

場

| 14.00 笠取第二/ 15.00 笠取第一/ 15.00 笠取市市 15.00 木幡公 15.00 木幡公 15.00 本骨分 15.00 本骨分 15.00 本角分 15.00 本角分 15.00 素ケ丘2 15.00 世勢田2 15.00 伊勢田2 15.00 神明公 15.00 オ明公

一

乭 **æ** \Re

三::0~ 三::0~ 三::0~ 三::0~ 三::0~ 三::0~

言

10:110~11:110 111:110~11:110

/ **B**北山近鉄線横広境伊勢田A角田浩三氏宅前 ル B朝日ケ丘 広野A太田氏釣池横

旮

 \Re

≣5

五:00~1六:00

グ C坂戸善造氏宅前

神明神明公民館前野神ユニチカ社宅浴場前

婚約証明書、立退証明書が必

宅に困っていること。

い現在、同層しているか、また

は同居しようとする親族があ

くわしくは、市役所営締課でお

要です。

インフルエンザの接種日程表

間

校の北隣り)

像島町吹前三十七(槙島小学

从政

の住宅を建設する予定です。

五十年度まで毎年、中高層三十戸

決定し、発表します。 現在検討中で、募集時までに

き三十円を控除した額がの第一けてください。

週間間隔で二回おとないます

十一月 十一日 木幡公民館

月日

(曜日)

駐車場所

拾(月)

日

##:00 #::00 #::00 #::00 #::00 #::00 #::00

桐生谷一里ケ丘児童公園 開開公民館前 大久保旦椋公会堂前

▼育児教室

母親学 育児教室と

級

そよ

かせ号巡

O

磊

た額から、扶養親族一人につ一ないますので、もよりの会場で受

万円の第二種のときは二万

四千円以下であること。 一種のときは二万四千円~四 |▽ |

所

小学役民民雅学民,民宝会民,民民民校校所館館園校館館館,天堂館館館館

市では、さらに来年度から昭和

三十戸、第二種三十戸です。

|▽家賃・敷金

▽住宅の場所

一月二十六日までの間に、市

〔入居者募集の方法〕

成しましたので、十一月二十日か ら入居者の募集を始めます。

マ募集戸数

っています。

今回、完成したのは、鉄筋コン

五階建二棟で、第一種が

数戸あてられます。 家庭や身障者家庭のために、 六十戸ですが、このうち母子

回年間収入を所得税法により算

満三才以上の全市民を対象に、

第1 月日

別刷にしてお届けすることになりました。 みとりの日程は、今月から城南衛生管理組合から

毎月、この欄でお知らせしていました、し尿く

も含みます)

いる場合や婚約者がある場合 いないが、事実上、結婚して

インフル

ンザ

第2 月日

1 13. 1 14. 1 13. 2 13. 3 13. 4 13. 5 13. 7 13.

防 接

出した所得金額を十二で除し「インフルエンザの予防接種をおど

建設をすすめていた市営住宅が完

槙島町吹前の槙島小学校北隣に

申 二十日から 込受付

帖、四·五帖、多用室(板簡 いずれも中層耐火構造で、六 第一種・第二種ともに三十戸

三帖)、その他付帯施設とな

ること。(結婚の届出をして一たずねください。

のほど、原案がまとまり発表され 引き作業を進めてきましたが、こ 区域と市街化調整区域にわける線

計宇

画治区都

域市

基づいて、都市計画区域を市街化

たします。

ら施行された「新都市計画法」に

京都府では、昨年六月十四日か|承知いただきましたが本号でもう|では、「宇治市の 行政区域全部約

度そのあらましについて説明い

ました。

域の原案が発表

市民の意見を聞い 線引



京都府都市計画課発行の「新しい」城陽町の一部を含み、一〇、六八すでに町内会を通じて回覧した|宇治市の行政区域全部に久御山町 いままでの宇治都市計画区域は 区域の面積宇治市市街化 宇治市の市街化区域の面積は、

ることになります。

都市計画のお知らせ」により、
と「六ヘクタールでしたが、
今回の案一二、一四〇ヘクタールで用途地域「も、次のような意見が出されまし 先に各地域で開催した説明会で

▼公 聴

久御山町、井手町、字治田原町を|す。この市街化区域・市街化調整|が終わるのか」「五年ごとに都市|行なわれ、大体、今年中に決定さ ヘクタールより狭くなっていま」ととができるのか」「いつ線引き」ます。それらの作業は次の順序で

|の指定された面積二、二六三・四 | た。「市街化区域内に家を建てる | 更に検討を加えて修正が行なわれ

市街化区域の説明会

あわせて約一二、五五〇ヘクター 六、七三〇ヘクタールに城陽町、

ルとなっております。

り、市民生活にも直接影響を与え となるだけに、たいへん重要であ

|区域の線引きは、これからの街つ||計画の線引きがされるのか」など||れる予定です。なお、これが決定 √りをするための都市計画の基礎 | です。

なご意見は、との原案に反映し、 説明会でおよせいただいた有益|特別号を発行して詳しい内容をお 決

一知らせいたします。

し、告示された時は、市政だより

11・12月の

定 ま で の 手

順

え、正式の案を作成することにな「書を知事に、提出することができ」議会の承認を経た区域区分の成案 催するととによって再び検討を加|ある場合は、この案に対して意見 された原案を、さらに公聴会を開一との案をご覧になり、ご意見の 市民説明会での意見により調整 | に住民の皆様や、利害関係者は、 ます。この意見書の要旨はあとで 縦覧に供します。この縦覧期間中

市町の意見を聞く事になっていま ますと、知事は法律に基づき関係▼府都市計画地方審議会 ▼市町村への意見聴取 とうして、正式の案が作成され に提出されます。

りまとめ、その意見を知事に述べ なります。 この時、 さきに案の縦 事は、 市街化区域と市街化調整区 諮って公共団体としての意見をと|付譲して、審議してもらうことに| す。市町では市町の審議会などに一は、京都府都市計画審議会に案を一▼決定および告示

を案と 一緒に 審議会に提出しま

市町の意見を聞いたうえで府の | す。この審議会の承認がなければ | この関係の図面や書類は決定後、 第中に提出のあった意見書の要旨 | 域の都市計画を京都府公報で告示

述べる京都府都市計画地方審議会をうけなければなりません。この 以上の手続きを経てから、知事|見をきくこととなっています。

正案を作成し、府公報に公告した「知事は都市計画を定めることはで「市に送られてきますので、だれで して正式に決定いたします。また 以上の手続きを完了しますと知

も見ることができます。

▼建設大臣の認可

十一月十八日(水)

▽五ヶ庄(新開、

十一月二十日(金) 十一月十九日(木)

塔の川、

都計道路、国鉄駅前、

▽白川 ▽志津川 ▽京津川、田町、池殿、(宇治橋通り、県通

▽宇治(宇治橋通り、

出口、谷下り)▽字治(川東) 福角住宅、新茶屋、上村、岡本、

▽莬道(平町、

丸山、車田、

知事は、京都府都市計画地方等

について、さらに建設大臣の認可

辻、善法、折居道、権現町、矢落) 今内、六番町、平等院通り)

▽宇治(本町通り、 ▽字治(里尻、小桜、

谷の

場合、建設大臣は農林大臣と協議 し、通産大臣および運輸大臣の意 十一月二十六日(木) ノ内、若森、若宮、西町、東町、社町、十一月二十五日(水) ▽字治(里尻、小 十一月二十四日(火)

カ野神社宅、坂井戸)

▽宇治(ユニチカ琵琶社

宕

ユニチ

十一月三十日(月) ▽開町 包 ▽羽拍子町(国道筋を除く) ワ神明 ▽神明(石塚を除く)

一~二丁目、一里山、開ケ丘)宮谷、開南町、旧神明駐在所から国鉄踏切まで、 ▽広野町(三軒家、 、八軒家、

十二月二日(水) ▽大久保町(大竹町、錦町、院前、大亀茶屋、源氏ケ丘、黎光園、朝日ケ丘) 十二月一日(火) 府道、旦椋、平盛、田原町、緑ケ原)橋町、事業団宿舎、京銀前から自衛隊前までの ▽広野町(三~五丁目、円蔵

浦和、山際、大十二月七日(月) 林、大谷元町、北山) 十二月四日(金) ▽伊 十二月三日(木) ▽小倉町(中央台、 勢田口からウトロまで 山際、大京) ▽伊勢田町(伊勢田口以南の国道筋、 ▽大久保町(近鉄以東の上ノ ▽伊勢田町(毛語、中山、 ▽小倉町(近鉄以東の小倉町、 中畑、向陵園、神楽田 ▽字治 (半月) ▽羽拍子町 (国道筋) 伊 若

マ料金

もや老人はことしから無料にな につき百三十円。その他のとど 満十五才~六十四才の人は一回

> 後二時まで。 十二月 十一月二十五日 十一月十八日

旮

木幡公民館 広野公良館 小真公民館

▼母親学級

身長・体重の計測、栄養および 時間はいずれも午前十時から午

ろのいれ方などについて指導 妊娠中の生活、妊娠中の衛生 午後一時半から四時まで。 十一月 十六日

および、栄養、赤ちゃんのおふ

育児指導を行ないます。

ます。

(保険年金課)

OC.

必ず 二回うけてくださ

うえで、二週間との正案を一般の | きません。

▼事前縦覧 ることになります。

十二月九日 (水) 十二月八日(火) ノ坪)▽槙島町 (東目川、西目川、 ▽槙島町(上、中、下、下村) ▽小倉町(ゆかり) 小倉町(西浦、蓮池、 南落合、

十二月十日(木) マ 十二月十一日(金) 十二月十四日(月) ▽木幡(御蔵山、 北御園、御蔵山商店街) ▽木幡(御園、陣ノ内、 ▽六地蔵(柿ノ木町を除く) ユニチカ蔭山社宅) 登

十二月十六日(水) 十二月十五日(火) 旭ケ丘、桐ケ丘)り、花揃、赤塚、 幡(さつきケ丘、 大瀬戸、西中、東中) 平尾、北山畑、 ▽六地蔵(柿ノ木町) ▽木幡(山手町、南山畑、 桧尾、 北島、 ▽木

十二月十七日(木) 十二月十八日(金) 三番割、府道筋新開、京大宿舎) 一工橋まで、梅林、野添、岡谷、大和田、西浦、元橋まで、梅林、野添、岡谷、大和田、西浦、 宇治小前から木幡南端までの府道、広芝本通り 南山、御陵道以南の旧道) 新開、宇治園、新茶屋、 ▽五ケ庄(福角、折坂、 ▽五ヶ庄(広岡谷) (川東)

880